

神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 新旧対照表

新	旧
1 用語の定義 2 基本的事項 3 有料老人ホームの類型等 4 設置者 5 立地条件 6 建物の規模及び構造設備 7 建物の規模及び構造設備に関する例外 8 職員の配置、研修及び衛生管理等 9 施設の管理・運営 10 サービス等 11 事業収支計画 12 利用料等 13 契約内容等 14 情報開示 15 電磁的記録等 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム（指定都市である横浜市、川崎市、相模原市又は中核市である横須賀市内に所在するものを除く。）の設置・運営に関して、標準となる指導指針については以下のとおり定める。 1～12（略） 13 契約内容等 （1）～（4）（略） （5）入居募集等 ア～ウ（略） エ <u>入居募集に当たり、有料老人ホームが、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者（以下「情報提供等事業者」という。）と委託契約等を締結する場合は、次の事項に留意すること。</u> <u>（ア）情報提供等事業者と委託契約等を締</u>	1 用語の定義 2 基本的事項 3 有料老人ホームの類型等 4 設置者 5 立地条件 6 建物の規模及び構造設備 7 建物の規模及び構造設備に関する例外 8 職員の配置、研修及び衛生管理等 9 施設の管理・運営 10 サービス等 11 事業収支計画 12 利用料等 13 契約内容等 14 情報開示 15 電磁的記録等 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム（指定都市である横浜市、川崎市、相模原市又は中核市である横須賀市内に所在するものを除く。）の設置・運営に関して、標準となる指導指針については以下のとおり定める。 1～12（略） 13 契約内容等 （1）～（4）（略） （5）入居募集等 ア～ウ（略） （新規）

<u>結する場合には、例えば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。また、上記のような手数料の設定に応じないこと。</u> <u>また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。</u> <u>(イ) 情報提供等事業者の選定に当たっては、当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましいこと。</u> <u>また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の3団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。</u>	
14・15 (略) 附 則 この指導指針は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 1 この指導指針は、平成18年4月1日から施行する。ただし、入居後おおむね90日以内の契約解除の場合の前払金の返還及び類型に係る規定については、平成18年7月1日から適用する。	14・15 (略) 附 則 この指導指針は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 1 この指導指針は、平成18年4月1日から施行する。ただし、入居後おおむね90日以内の契約解除の場合の前払金の返還及び類型に係る規定については、平成18年7月1日から適用する。

2 この指導指針施行の日に、既に設置されている有料老人ホーム並びに指導要綱に基づき既に事前協議及び届出等の手続を行っている有料老人ホームについては、立地条件並びに建物の規模及び構造を除き、この指導指針に適合するよう継続的に指導するとともに、立地条件並びに建物の規模及び構造に関しても、契約の更新時や建物の改築・修繕時等において、できる限りこの指導指針に適合するよう指導するものとする。 附 則 1 この指導指針は、平成24年4月1日から施行する。 ただし、この指導指針の施行日の前日において、既に設置されている有料老人ホーム並びに指導要綱に基づく設置届出の手続を行っている有料老人ホームについては、この指導指針の11に定める権利金その他の金品の受領禁止規定は平成27年3月31日までは努力義務とする。 2 この指導指針の12(2)エ(エ)の規定は、指導指針施行の日以降に入居した全ての者について適用する。 附 則 1 この指導指針は、平成27年9月1日から施行する。 2 この指導指針の施行日において、既に設置されている有料老人ホーム並びに指導要綱に基づく設置届出の手続を行っている有料老人ホームについては、この指導指針中6(9)のエ、ケ、タは、平成29年3月31日までは努力義務とする。 附 則 1 この指導指針は、令和2年4月1日から施行する。 2 この指導指針の施行日において、既に設置されているサービス付き高齢者向け住宅並びにサービス付き高齢者向け住宅事業 高齢者	2 この指導指針施行の日に、既に設置されている有料老人ホーム並びに指導要綱に基づき既に事前協議及び届出等の手続を行っている有料老人ホームについては、立地条件並びに建物の規模及び構造を除き、この指導指針に適合するよう継続的に指導するとともに、立地条件並びに建物の規模及び構造に関しても、契約の更新時や建物の改築・修繕時等において、できる限りこの指導指針に適合するよう指導するものとする。 附 則 1 この指導指針は、平成24年4月1日から施行する。 ただし、この指導指針の施行日の前日において、既に設置されている有料老人ホーム並びに指導要綱に基づく設置届出の手続を行っている有料老人ホームについては、この指導指針の11に定める権利金その他の金品の受領禁止規定は平成27年3月31日までは努力義務とする。 2 この指導指針の12(2)エ(エ)の規定は、指導指針施行の日以降に入居した全ての者について適用する。 附 則 1 この指導指針は、平成27年9月1日から施行する。 2 この指導指針の施行日において、既に設置されている有料老人ホーム並びに指導要綱に基づく設置届出の手続を行っている有料老人ホームについては、この指導指針中6(9)のエ、ケ、タは、平成29年3月31日までは努力義務とする。 附 則 1 この指導指針は、令和2年4月1日から施行する。 2 この指導指針の施行日において、既に設置されているサービス付き高齢者向け住宅並びにサービス付き高齢者向け住宅事業 高齢者
---	---

の居住の安定確保に関する法律に基づく登録 手続を行っているサービス付き高齢者向け住 宅については、この指導指針は、令和３年３ 月31日までは努力義務とする。 附 則 1 この指導指針は、令和３年11月１日から施 行する。 2 この指導指針の施行日において、８(２)イに 示す認知症介護基礎研修を受講させるために 必要な措置を講じることについて、この指導 指針は、令和６年３月31日までは努力義務と し、新たに採用した職員については採用後１ 年間の猶予期間を設ける。 3 この指導指針の施行日において、９(４)に示 す業務継続計画の策定、同指針９(６)に示す衛 生管理等及び同指針10(15)イからオに示す虐 待の防止のための対策を検討する委員会の開 催等について、この指導指針は、令和６年３ 月31日までは努力義務とする。 4 この指導指針の施行日において、９(14)ア に示す事故発生防止等の措置を適切に実施す るための担当者を置くことについて、この指 導指針は、令和３年９月30日までは努力義務 とする。 附 則 1 この指導指針は、令和７年２月３日から施 行する。 附 則 <u>1 この指導指針は、令和７年４月１日から施 行する。</u> 別表 (略) 別紙様式 (略)	の居住の安定確保に関する法律に基づく登録 手続を行っているサービス付き高齢者向け住 宅については、この指導指針は、令和３年３ 月31日までは努力義務とする。 附 則 1 この指導指針は、令和３年11月１日から施 行する。 2 この指導指針の施行日において、８(２)イに 示す認知症介護基礎研修を受講させるために 必要な措置を講じることについて、この指導 指針は、令和６年３月31日までは努力義務と し、新たに採用した職員については採用後１ 年間の猶予期間を設ける。 3 この指導指針の施行日において、９(４)に示 す業務継続計画の策定、同指針９(６)に示す衛 生管理等及び同指針10(15)イからオに示す虐 待の防止のための対策を検討する委員会の開 催等について、この指導指針は、令和６年３ 月31日までは努力義務とする。 4 この指導指針の施行日において、９(14)ア に示す事故発生防止等の措置を適切に実施す るための担当者を置くことについて、この指 導指針は、令和３年９月30日までは努力義務 とする。 附 則 1 この指導指針は、令和７年２月３日から施 行する。 (新規) 別表 (略) 別紙様式 (略)
---	--